

生活にお困りの方のための 支援制度があります

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方の相談を受け付け、ひとりひとりの状況に合わせて、働くための支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など、さまざまな支援を提供しています

例えば...

仕事がなく、
どうしたらよいか
分からない

お金が
たりない

働きたくても
働けない

家賃や
税金、
公共料金が
払えない

住むところ
がない

家族の
ことで
困っている

など

相談先

お住まいの地域の相談窓口で相談ができます。
ご本人だけではなく、家族など周りの方からの相談も受け付けます。
窓口に来ることが難しい場合は、**まずは電話やメールで問い合わせる**こともできる場合があります。
相談窓口の一覧 <https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>

▼相談窓口の一覧

